

# 技能実習制度推進事業運営基本方針

厚生労働大臣公示

平成5年4月5日

(平成9年4月24日一部改正)

(平成12年7月3日一部改正)

(平成16年4月19日一部改正)

(平成20年7月28日一部改正)

## I 総論

### 1 基本方針の目的

この基本方針は、技能実習制度の理念、仕組み及びその運営に係る基本的事項を明らかにすることにより、(財)国際研修協力機構への委託事業である技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を図るとともに、研修・実習生、受入れ企業等その他の関係者の技能実習制度に対する理解を深めることを目的とする。

### 2 技能実習制度の基本理念

技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とし、研修制度の拡充の観点から創設されるものである。

### 3 研修・実習生及び受入れ企業等の責務

#### (1) 研修・実習生の責務

研修・実習生は、技能実習制度の基本理念を十分に理解し、研修期間・技能実習期間を通じ、研修・技能実習計画及び受入れ企業等の指導に従い、技術、技能等の修得に精励するとともに、帰国後は修得した技術、技能等を母国の経済発展のために活かすよう努めるものとする。

#### (2) 受入れ企業等の責務

受入れ企業等は、技能実習制度の基本理念の下に、実効ある技術、技能等の修得が図られるように取り組むものとする。

### 4 出入国管理上の取扱い

出入国管理上の取扱いについては、技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針（平成5年法務省告示第141号）等において定められるものであり、この基本方針における出入国管理上の取扱いに係る記述は、これらにおいて定められているところによる。

### 5 定義

この基本方針における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「技能実習制度」とは、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下で技術、技能等（以下「技能等」という。）を修得することができる制度をいい、研修期間と技能実習期間からなるものをいう。
- (2) 「研修生」とは、(1)の研修期間において、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の4の表の上欄の「研修」の在留資格をもって技能等の修得のための活動を行う者をいう。
- (3) 「技能実習生」とは、(1)の技能実習期間において、入管法別表第一の5の表の上欄の「特定活動」の在留資格をもって、雇用関係の下でより実践的な技能等の修得のための活動を行う者をいう。
- (4) 「研修・実習生」とは、研修生及び技能実習生をいう。

## II 各論

### 1 在留資格

研修・実習生は、研修期間については入管法上の「研修」の在留資格を、技能実習期間については「特定活動」の在留資格をそれぞれ得て、我が国に滞在することとなる。

### 2 滞在期間

- (1) 滞在期間は、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以内とされている。
- (2) 研修期間が比較的短いものについては、技能実習が認められないものである。
- (3) 技能実習期間は、先行する研修期間とのバランスを考慮し、研修期間のおおむね1.5倍の期間

- 以内の期間（研修期間が9箇月を超えるものである場合は、この限りでない。）とされている。
- (4) (財)国際研修協力機構においては、適切な研修期間及び技能実習期間が設定されるよう受入れ企業等を指導するものとする。

### 3 対象技能等

- (1) 対象技能等は、公的に評価ができるものであって、かつ、研修生送出国のニーズに合致するものとする。
- (2) (1)の対象技能等に係る公的評価制度については、(財)国際研修協力機構に設置する技能評価の連絡調整に関する会議において審議の上、同機構が具体的に認定し、公表するものとする。

### 4 技能実習の対象者

- (1) 技能実習の対象者は、研修期間において一定水準以上の技能等を修得し、研修成果の評価等に合格し、在留資格の変更が許可された者とする。
- (2) 技能実習は、研修を受けた技能等と同一の技能等について、研修を受けた企業等（研修生受入れ事業を行う民法法人、商工会議所等の団体（以下「受入れ団体」という。）の事業として行われる研修において受入れ機関となっていた企業等を含む。）と同一の企業等において実施されるものとする。

### 5 受入れ枠

技能実習制度の実施に当たっては、その受入れ数が無制限とならないよう配慮することが必要であるが、当面は受入れ数の枠を設けないこととし、実施状況、労働市場への影響、国民生活への影響等を踏まえ、受入れ制限の方法につき関係省庁間で協議されるものとする。

### 6 研修・実習生の受入れの方法等

#### (1) 研修・実習生の受入れの方法

イ (財)国際研修協力機構によるあっせん等

(イ) (財)国際研修協力機構は、技能実習の予定のある研修生の受入れについて、関係行政機関と連携をとりつつ、海外の送出機関との協議を行う。

(ロ) (財)国際研修協力機構は、海外の送出機関と連携し、受入れ団体がある場合には当該団体と協力しつつ、受入れ企業等の申込みを受けて技能実習の予定のある研修生のあっせんを行うものとする。この場合、(財)国際研修協力機構は、あっせんを申し込む受入れ企業等と、受入れ企業等が技能実習制度の適正な実施を図ること等を内容とする取決めを締結するものとする。

(ハ) (財)国際研修協力機構は、そのあっせんにより技能実習の予定のある研修生を受け入れる企業等に対し、受入れ団体がある場合には当該団体と協力しつつ、あらかじめ、研修・技能実習に係る計画及び研修・技能実習契約について、指導、助言を行うものとする。

(ニ) 受入れ企業等は、あっせんを受けた研修生が入国し、研修を開始した場合は、自ら又は受入れ団体を經由して、その旨を遅滞なく、(財)国際研修協力機構に報告するものとする。あっせんを受けた研修生に係る研修の継続が不可能となった場合も、同様とする。

ロ 技能実習の予定のある研修生を国外から受入れ企業等にあっせんすることは、職業安定法上の職業紹介に該当するので、国又は職業紹介事業の許可を受けた者若しくは届け出た者以外の者がこれを行うことはできないものである。

ハ 受入れ企業等又は受入れ団体が、技能実習の予定のない研修生を国外で募集すること又は営利を目的としない第三者からあっせんを受けることは差し支えないものであり、研修生はイ又はロによらず入国することになるが、当該研修生及び受入れ企業の双方が、入国後技能実習の実施を希望するに至った場合は、この基本方針を踏まえ、当事者間で適切に技能実習契約が結ばれる必要がある。

#### (2) 受入れ企業等が配慮すべき事項

イ 受入れ企業等については、国際協力としての技能実習制度の理念・目的を理解するとともに、適正な研修・技能実習条件の下に安定した技能等の移転が確保できる体制が整備されており、また、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令が遵守されていることが必要である。

ロ 技能実習生の受け入れを予定する企業等においては、技能実習生は雇用関係に入るものであることから、あらかじめ当該事業場の労働組合等と技能実習制度に関して協議することが望ましい。

#### (3) 研修・技能実習条件の明示

イ 受入れ企業等は、技能実習の予定のある研修生の受入れに当たっては、当該研修生に対し、

技能実習制度に係る関係法令について必要な説明を行うとともに、研修生の母国語によって作成した文書をもって、予定されている研修・技能実習の内容、技能実習への移行に当たり受験することが必要な検定・資格試験、研修条件及び技能実習期間中の労働条件を明示するものとする。特に、4の(1)の条件を満たさない場合には、技能実習への移行が認められず、帰国しなければならない旨を明記すること。

ロ 技能実習の予定のない研修生が技能実習への移行を予定するに至った場合も同様とする。

## 7 技能実習への移行

- (1) 技能実習への移行を希望する研修生は、研修成果の評価、在留状況の評価及び技能実習計画の評価を受けなければならない。研修成果の評価は、8に定めるところによる。在留状況の評価は、研修の実施状況及び研修生の生活状況等を踏まえ、法務大臣が行う。技能実習計画の評価は、研修成果を踏まえたより実践的な技能等を修得する上での適合性の観点から、(財)国際研修協力機構が行う。
- (2) 在留資格変更の可否は、(1)の研修成果の評価、在留状況の評価及び技能実習計画の評価を考慮して、法務大臣により決定される。  
なお、法務省では、在留資格変更申請について、研修期間満了のおおむね1箇月前までに行わせるよう取り扱うこととなっている。
- (3) 技能実習への移行を希望する研修生は、原則として研修期間が終了する3箇月前までに、(財)国際研修協力機構に対し、氏名、性別、送出国、修得を希望する技能等の種類、技能実習への移行のために受験を予定する検定・資格試験等、受験を希望する時期その他必要な事項を明らかにして研修成果の評価を受けることを申し出るものとし、受入れ企業等は、受入れ団体がある場合には当該団体と連携を図って、その手続きについて必要な援助を行う。
- (4) 受入れ企業等は、自ら又は受入れ団体を經由して、在留資格の変更の許可を受けて技能実習に移行した者の氏名等を(財)国際研修協力機構に報告するものとする。
- (5) 予定されている技能実習期間が1年を超える場合には、技能実習への移行後おおむね1年に達した時点において、技能実習の実施状況を含む在留状況について、法務大臣が評価を行い、在留期間更新の可否を決定する。

## 8 研修成果の評価

### (1) 研修成果の評価システム等

- イ 研修成果の評価は、検定・資格試験等を実施している公益法人等の評価制度を踏まえた仕組みによる客観的かつ公正な評価に基づき、(財)国際研修協力機構が行う。
- ロ (財)国際研修協力機構の研修成果の評価の基とする公益法人等の評価制度の仕組み(以下「評価システム」という。)は、職業能力開発促進法に基づく技能検定及び(財)国際研修協力機構において、当該評価システムの内容、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を勘案の上認定したものとする。
- ハ (財)国際研修協力機構は、評価システムを認定したときは、これを公表するものとする。
- ニ 評価システムの運用に当たっては、簡便な方法による評価の実施等外国人研修生としての特性に配慮がなされるものとする。
- ホ (財)国際研修協力機構は、各評価システム相互間の連絡調整を行う。
- ヘ (財)国際研修協力機構は、ロの認定及びホの連絡調整のため、技能評価の連絡調整に関する会議を設置するものとする。
- ト (財)国際研修協力機構と評価システムを運営する公益法人等(以下「公的評価機関」という。)は、研修生の受験時期等の調整、評価結果の取りまとめ及び通知等について、密接な連携を図るものとする。

### (2) 研修成果の評価の受験手続等

- イ (財)国際研修協力機構は、7の(3)の申し出があった場合は、研修の内容、受験を希望する検定・資格試験等、受験希望時期等に応じ、公的評価機関と調整の上、当該研修生に対し受験日等の連絡を行うものとする。
- ロ 研修生は、検定・資格試験等を原則として国内における全研修期間の6分の5程度を経過した後に受けるものとし、(財)国際研修協力機構は、その趣旨を踏まえ、必要な調整を行うものとする。
- ハ 研修生は、イの連絡があった場合は、原則として在留資格変更申請前に、当該連絡に係る評価システムによる検定・資格試験等を受験するものとする。  
なお、在留資格の変更の申請前であれば、再受験を妨げない。
- ニ 受入れ企業等は、受入れ団体がある場合には当該団体と連携を図りつつ、研修生に対して検

- 定・資格試験等の受験について必要な支援を行うものとする。
- ホ 公的評価機関は、検定・資格試験等の結果を（財）国際研修協力機構に対し通知するものとする。
- へ （財）国際研修協力機構は、各研修生に係る検定・資格試験等の結果を研修成果の評価として取りまとめ、法務省に報告する。

## 9 研修・技能実習の実施に関し留意すべき事項

### (1) 技能実習ガイドライン

- イ （財）国際研修協力機構は、技能実習ガイドラインを策定・普及する。
- ロ 技能実習ガイドラインは、受入れ企業等が研修・実習制度の実施に当たり留意すべき事項について定めるものとする。

### (2) 研修・技能実習計画の作成

- イ 技能実習の予定のある研修生については、研修期間・技能実習期間全体を通じた計画を作成すること。
- ロ 研修期間の計画については、全体を通じて技能等の移転が適切に行われるために必要な技能等を修得させるものとする。特に、安全衛生に関する知識の修得について十分配慮されたものとされる必要がある。
- ハ 技能実習期間の計画は、研修成果を踏まえたより実践的な技能等が修得されるものとする。

### (3) 適正な雇用契約の締結

- イ 受入れ企業等は、技能実習生が雇用関係の下にあることを明確にするため、技能実習生の母国語によって作成した文書による雇用契約の締結その他必要な措置を講ずるものとする。
- ロ （財）国際研修協力機構は、適正な雇用契約が締結されるよう、モデル労働契約書及び労働条件通知書を作成し、その普及を図る。また、7の(3)の技能実習移行の意思表示等があった場合には、受入れ企業等に対し、必要な助言その他の支援を行うものとする。
- ハ 技能実習生に係る研修を事業として行った受入れ団体は、技能実習生と受入れ企業等との労働関係に介入することとならないよう留意しつつ、生活管理、帰国担保、技能実習計画の実施に関する助言・相談等に関し、受入れ企業等に対して必要な援助を行うことが望ましい。

### (4) 労働関係法令等の適用

- （財）国際研修協力機構は、技能実習生に関しては、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法等雇用労働者に係る諸法令が適用されることを受入れ企業等に周知させるものとする。

### (5) 修得技能等の認定等

- イ （財）国際研修協力機構は、技能実習を終了した者に対し技能実習修了認定証を発行するものとする。
- ロ （財）国際研修協力機構は、技能実習生が、技能実習終了までの間に、研修期間・技能実習期間を通じた全体の成果を確認し、帰国後のキャリア形成に資することを目的として、修得した技能等についての認定を技能検定その他の検定・資格試験制度等により受けることについて、技能実習生及び受入れ企業等に対し奨励する。
- ハ 受入れ企業等は、技能実習生が検定・資格試験制度等の受験を希望する場合には、その受験に必要な援助を行うよう努めるものとする。

## 10 研修及び技能実習状況の把握等

- (1) 厚生労働省においては、（財）国際研修協力機構からの報告及び外国人雇用状況の届出に基づき技能実習生の実態を把握し、受入れ企業等に対し、雇用の安定、雇用管理の改善、労働条件・安全衛生の確保等を図るため、必要な指導、支援等を行うものとする。
- (2) （財）国際研修協力機構は、関係行政機関との連携を図りつつ、研修及び技能実習状況を把握し、必要な指導、援助等を行うものとする。

## 11 帰国担保

- (1) （財）国際研修協力機構は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、入管法令等で次の措置が講じられていることを受入れ企業等及び受入れ団体に対し周知させるものとする。
- イ 技能実習生の宿泊施設を確保させること。
- ロ 技能実習生の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じさせること。
- ハ 帰国報告制度（技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は実習の継続が不可能となる事由が生じた場合に、直ちに、（財）国際研修協力機構を通じて、地方入国管理局へ当該事

実を報告させること。)

- ニ 過去3年間に外国人の研修又は技能実習その他就労に係る不正行為を行った場合には、技能実習生の受入れを認めないこと。
- (2) (財)国際研修協力機構は、技能実習生の確実な帰国を担保するため、海外の送出国機関及び受入れ団体との連携、協力を図るものとする。
- (3) (財)国際研修協力機構は、研修・実習生、受入れ企業等に関する情報を管理し、帰国指導等に活用するものとする。

## 12 技能実習の継続が不可能となった場合の取扱い

- (1) 技能実習の継続が不可能となった場合には、受入れ企業等は、自ら又は受入れ団体を經由して直ちにその旨を(財)国際研修協力機構に報告するものとする。
- (2) 技能実習の継続が、受入れ企業等の倒産、受入れ企業等が不正行為認定を受けたこと等により不可能になった場合において、技能実習生に責がなく、かつ本人が継続して実習を希望するときには、(財)国際研修協力機構において、関係機関・受入れ団体と協議しつつ、必要に応じて公共職業安定所とも連携を図りながら、当該技能実習生が他の企業等で技能実習を継続することが可能となるように努力するものとする。

## 13 (財)国際研修協力機構の役割等

- (1) (財)国際研修協力機構は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、許可を受けて無料職業紹介事業を行うほか、この基本方針により、委託事業を適切に実施するものとする。また、地方における受入れ企業等や研修・実習生のサービスに資するための体制整備を逐次図るものとする。
- (2) 受入れ企業等に対する支援等
  - イ (財)国際研修協力機構は、上記のほか、受入れ企業等に対する支援等のため、国から委託を受けて、技能実習制度推進事業の一環として次の事業を実施する。
    - (イ) 研修指導員の養成  
企業において研修・技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。
    - (ロ) 技能実習生手帳の発給  
技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活・衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。
    - (ハ) 研修生・実習生に対する母国語電話相談の実施
    - (ニ) 技能実習ガイドライン及び雇用・労働条件管理ハンドブックの作成・普及
    - (ホ) 技能実習生の帰国後の技能等活用状況の把握
    - (ヘ) 受入れ機関への自主点検及び巡回指導の実施
    - (ト) 受入れ企業等との連絡協議会  
地方において、受入れ企業等及び受入れ団体に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
    - (チ) 関係行政機関との会議等の開催  
中央及び地方において、関係行政機関相互間及び(財)国際研修協力機構との間の連携を図るための会議等を開催する。
  - ロ (財)国際研修協力機構は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
    - (イ) 日本語教育支援の実施  
研修生・実習生及び受入れ機関の担当者に対する日本語教育を実現する体制の充実に努めるものとする。
    - (ロ) 福利厚生事業の実施  
研修・実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
    - (ハ) 研修教材の支援等  
研修教材、標準カリキュラム、研修計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。
    - (ニ) 研修生が研修中に死亡・負傷した場合又は疾病に罹患した場合の民間保険への加入等の促進
    - (ホ) 座学実施に係る公共職業能力開発施設利用に対する支援等
- (3) (財)国際研修協力機構は、技能実習制度の理念、仕組み、その運営に係る基本的事項等について、広報、各種セミナー、講演会等を通じ、十分な周知を図るものとする。

#### 14 その他

厚生労働省は、技能実習制度の実施状況について、(財)国際研修協力機構からの報告を受けて、定期的に、関係審議会に対し報告するものとする。